

多面的機能発揮促進事業に関する計画(変更)の概要

令和5年8月31日
五ヶ瀬町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域の重複と有無			
		○		五ヶ瀬町全域	無	令和2年度～令和6年度	五ヶ瀬町環境保全型農業振興会	農業生産活動の取組面積の増加